

土浦市 I T オフィス環境整備事業費補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内の空きオフィスの利用を促進するため、空きオフィスを所有し、又は賃借する者に対し、I T オフィスとしての環境の整備に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することに関し、土浦市補助金等交付規則(平成 1 3 年土浦市規則第 3 6 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) I T オフィス 情報技術を活用した事業を行うための事務所又は営業所に使用されるスペースをいう。
- (2) 空きオフィス 事務所又は営業所に使用されるスペースであって、現に 3 か月以上継続して使用されていないものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の空きオフィスを所有する者
- (2) 市内の空きオフィスを賃借する者(茨城県 I T 関連企業等オフィス賃料補助金に係る計画の認定を受けている者に限る。)であって、当該空きオフィスを 3 年以上継続して賃借する意思を有する者(前号に掲げる者を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市町村民税(法人にあっては、主たる事務所の法人市町村民税。第 6 条第 2 号において同じ。)を滞納している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 1 3 項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（第6条第1項第1号において「補助対象事業」という。）は、空きオフィスをITオフィスに改修する事業とする。ただし、空きオフィスを所有する者が自ら入居し、自己の事業の用に供するために改修するものを除く。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（次項及び次条第2項において「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- （1）OAフロア（床下にネットワーク配線等のための空間を設け、床を二重化したフロアをいう。）の整備に係る工事費
- （2）インターネット等の通信環境の整備に係る工事費
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長がITオフィスの整備に要する費用として適当と認めるもの

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、200万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、土浦市ITオフィス環境整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、申請時において第3号に掲げる書類を添付することができない場合は、当該書類が整い次第速やかに提出することを条件として、補助金の交付を申請することができるものとする。

- （1）補助対象事業に係る見積書、内訳明細書及び図面
- （2）納税証明書その他の市町村民税を滞納していないことを証する書類
- （3）第3条第1項第2号に掲げる者にあつては、茨城県IT関連企業等オフィス賃料補助金に係る計画の認定を受けたことが分かる書類
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請をしようとする者は、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この

限りでない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、土浦市ITオフィス環境整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の内容変更等）

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容若しくは補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、土浦市ITオフィス環境整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認したときは、土浦市ITオフィス環境整備事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、土浦市ITオフィス環境整備事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

（1）補助事業に係る支払を証する書類

（2）補助事業に係る改修工事の施工前及び施工後の写真

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の規定による報告をする場合において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなきは、これを減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、土浦市ITオフィス環境整備事業費補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、当該通知を受けた

日から起算して10日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、土浦市ITオフィス環境整備事業費補助金交付請求書（様式第7号）により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、土浦市ITオフィス環境整備事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（関係書類の保存）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

（補則）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。